

# 令和4年度 第14回庁議要旨

日時：令和4年10月25日（火）

午前9時～午前10時40分

会場：庁議室

## 〔審議事項〕

### 1 個人情報保護法の改正に伴う個人情報の取扱いについて（総務部）

国では、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」を公布し、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の3つの法律を1つに統合する等、各法律が改正された。

地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において、官民共通の全国的な共通ルールを適用するとともに、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されるなど、令和5年4月から全部施行されることとなった。

上位法の改正に伴い、現行の「石巻市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「石巻市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定することにより、個人情報の適正な取扱いを図る。

#### (1) 主な内容

法が許容する必要最小限の独自の保護措置や地方自治体に委任する事項を規定した「石巻市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定するとともに、「石巻市情報公開・個人情報保護審査会条例」を全部改正し、法の趣旨を踏まえた、より適切な個人情報保護制度の運用を図る。

#### ア 石巻市個人情報の保護に関する法律施行条例関係

##### ① 開示等請求における手数料について

法では、手数料を地方公共団体の条例で定めることとしており、現行の個人情報保護条例や情報公開条例と同様に無料とし、開示の実施に要する費用（複写代金、郵送料）等の実費負担のみ求めることとする。

##### ② 開示決定等の期限について

法では、開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならないと規定しているが、現行の個人情報保護条例や情報公開条例と同様に、期限を短縮し、請求のあった日から14日以内とする。

なお、事務処理上の困難などによる期限の延長については、法の定める30日以内とする。

	個人情報保護法	現行条例	新条例
開示請求等の決定までの期限	30日以内	14日以内	14日以内
期限の延長	30日以内	46日以内	30日以内
合計期間	60日以内	60日以内	44日以内

※ 条例で定めるところにより、期限の短縮を可能としている。

##### ③ 審査会への諮問について

法では、地方公共団体が個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、合議制の機関に諮問することができるとしており、本市の個人情報保護制度の適正な運用の確保のため、石巻市情報公開・個人情報保護審査会への諮問について規定する。

現行の審査会所掌（主なもの）	新条例の審査会所掌（主なもの）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査請求について調査審議すること。</li> <li>・目的外の個人情報の取得、利用及び提供、要配慮個人情報の取扱い、オンライン結合による提供について、実施機関の諮問に応じ調査審議すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査請求について調査審議すること。</li> <li>・個人情報の適正な取扱いの確保に関し、実施機関に意見を述べること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合</li> <li>(2) 保有個人情報の安全管理のために講ずる措置の基準を定めようとする場合</li> <li>(3) 個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合</li> </ul> </li> </ul>

④ その他の主な改正

現行の個人情報保護条例を準用している「石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」及び「石巻市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」について、一部改正を行う。

イ 石巻市情報公開・個人情報保護審査会条例関係

個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について審議することができるなどの所掌事項を整理し、新たに審査会委員の守秘義務違反に対する罰則規定を設けるなどの全部改正を行う。

また、現行の石巻市情報公開・個人情報保護審査会条例を準用している「石巻市情報公開条例」について、一部改正を行う。

(2) 今後の予定

令和4年10月 検察庁との協議

パブリックコメントの実施

12月 市議会第4回定例会に石巻市個人情報保護法施行条例の制定及び石巻市情報公開・個人情報保護審査会条例の全部改正について提案（令和5年4月1日から施行）

2 大橋地区市有地への防災関連施設の整備について（総務部）

大橋地区の石巻地区広域行政事務組合消防本部に隣接する市有地については、平成5年12月に市庁舎建設予定地（32,004㎡）として取得したが、平成17年8月に消防本部（石巻消防署併設）庁舎用地（9,665.17㎡）として一部用途変更を行っており、現在は大橋地区防災関連施設整備用地として、22,338.83㎡の市有地を管理している。

また、市役所庁舎については、平成22年3月に石巻駅前に移転したことから、今日まで当該用地の有効な活用が課題となっていた。

近年、全国各地で多発する自然災害に備え、地域防災力の機能強化や対策強化が重要となっており、さらには、本年5月の「宮城県津波浸水想定」の公表を受け、津波対策への対応も急務となっていた。

消防本部に隣接する当該用地の一部を活用し、防災拠点の整備を図りながら、消防や消防団、自主防災組織などと連携し、安全・安心なまちづくりに向けた地域防災力の向上を図る。

(1) 主な内容

【事業概要】

消防や消防団、自主防災組織等の訓練会場として整備を図るほか、老朽化している袋谷地水防倉庫の移転整備を図る。

また、B & G財団の防災拠点整備事業で配備した防災資機材等を活用し、各種イベントの実施や消防や消防団、自主防災組織などと連携した災害時相互支援体制の構築を図り、防災力の強化向上を目指す。

【平時における用地活用方針】

- ア 自主防災組織などの活動訓練場
- イ 消防団訓練会場（出初式、演習、各種訓練等）
- ウ 防災訓練及び防災フェア等のイベント会場

【災害時における用地活用方針】

石巻市総合運動公園を核とし、サブ機能を持たせた防災拠点の活用により、さらなる防災体制の拡充・強化を図る。

(2) 今後の予定

令和5年3月 石巻市大橋防災倉庫完成予定（B & G財団の防災拠点助成事業活用）

令和6年3月 自主防災組織や消防団などの各種訓練会場整備完成予定

### 3 宮城県石巻合同庁舎移転跡地の利活用について（復興企画部・建設部）

宮城県石巻合同庁舎跡地は、JR石巻駅に近い東中里地区で一定の面積を有した利用価値の高い土地であることから、平成30年度第8回庁議において取得について審議し、取得に当たっての利活用について庁内での協議を進めてきた。

関係部での協議を踏まえ、宮城県石巻合同庁舎跡地を取得し、地域の環境整備としての利活用を図るもの。

(1) 主な内容

ア 宮城県石巻合同庁舎移転跡地の概要

- ・所在地 石巻市東中里一丁目98
- ・地積 12,344.82㎡
- ・地目 宅地

イ 利活用方法

地域住民が自由に憩える場として、また、健康づくり機能を有する広場として活用する。

なお、整備に当たっては南北間の通行についても配慮を行う。

(2) 今後の予定

令和4年11月	不動産再鑑定
12月	仮契約
令和5年2月	令和5年市議会第1回定例会に財産取得議案及び設計・用地購入費（買戻し）に係る令和5年度当初予算提案
3月	本契約

#### 4 日本生命保険相互会社との包括連携協定の締結について（復興企画部）

日本生命保険相互会社は、「共存共栄」「相互扶助」の精神にもとづき、同社の有する資源やネットワークを活用して、自治体と連携し地域社会の課題解決に向けた取組を行っている。

先般、同社より包括連携協定を締結したいとの申出があり、連携事項や具体的な取組について協議を行ってきた。

同社との協議が整ったことから、包括連携協定を締結し、緊密な連携と協力のもと、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図る。

(1) 主な内容

ア 連携事項

- ① 児童・青少年の健全育成に関すること
- ② 健康増進・疾病予防に関すること
- ③ ダイバーシティの推進に関すること
- ④ 高齢者の介護・生きがい増進に関すること
- ⑤ 産業・観光の振興に関すること
- ⑥ SDGsの普及啓発に関すること
- ⑦ 市政の情報発信に関すること
- ⑧ その他目的を達成するために必要な事業に関すること

イ 協定締結期間

協定締結の日から1年間（1年ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

令和4年11月10日 包括連携協定締結式

#### 5 ヤマト運輸株式会社との包括連携協定の締結について（復興企画部）

ヤマト運輸株式会社は、経営理念に掲げる「より便利で快適な生活関連サービスの創造」及び「豊かな社会の実現」に向け、自治体と連携し地域の課題解決に向けた取組を行っている。

先般、同社より包括連携協定を締結したいとの申出があり、連携事項や具体的な取組について協議を行ってきた。

同社との協議が整ったことから、包括連携協定を締結し、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、活力ある地域社会の形成と市民サービスの向上を図る。

(1) 主な内容

ア 連携事項

- ① 安全・安心な地域づくりに関すること
- ② 災害対策に関すること
- ③ 市政情報・地域の魅力発信に関すること
- ④ 産業振興・地場製品の販売促進に関すること
- ⑤ 環境維持・保全に関すること
- ⑥ 地域福祉に関すること
- ⑦ SDGs の普及啓発に関すること
- ⑧ その他目的を達成するために必要な事業に関すること

イ 協定締結期間

協定締結の日から1年間（1年ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

令和4年11月11日 包括連携協定締結式

6 （仮称）河北保育所の設置及び大川保育所・二俣保育所・大谷地保育所の廃止について  
（河北総合支所・保健福祉部）

大川保育所、二俣保育所及び大谷地保育所は、いずれも昭和50年代に建設された施設であり、老朽化に加え、大川・二俣両保育所においては大雨による床上浸水の被害も受けている。

平成30年3月に策定した「石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画」においては、これら3保育所を統廃合し、新たに公立保育所を整備することとしている。

（仮称）河北保育所を設置し、令和5年4月1日の供用開始に併せ、大川保育所・二俣保育所・大谷地保育所を廃止する。

(1) 主な内容

（仮称）石巻市立河北保育所の開所に併せ、石巻市立大川保育所・二俣保育所・大谷地保育所を廃止する。

ア 設置する施設の概要

施設名称：（仮称）河北保育所

所在地：石巻市小船越字後223番地2

定員：70人

建物構造：木造平家建

敷地面積：6,153.66㎡

延床面積：991.77㎡

開所時間：（月～金）午前7時30分～午後6時30分

（土） 午前7時30分～午後0時30分

イ 廃止する施設の概要

保育所名	大川保育所	二俣保育所	大谷地保育所
所在地	石巻市福地字町 149 番地 1	石巻市大森字内田 1 番地 19	石巻市小船越字二子北下 106 番地
定員	30人	30人	30人
建物構造	鉄骨造平家建	鉄骨造平家建	鉄骨造平家建
敷地面積	2,342.61㎡	1,950㎡	1,137.64㎡
延床面積	295.7㎡	299.0㎡	268.0㎡
建築年度	昭和56年度	昭和58年度	昭和57年度

(2) 今後の予定

令和4年10月 新規入所児童募集

12月 市議会第4回定例会に石巻市保育所条例の一部改正について提案  
(施行予定年月日：令和5年4月1日)

令和5年 3月 石巻市保育所条例施行規則の一部改正（施行予定年月日：令和5年4月1日）  
大川保育所・二俣保育所・大谷地保育所の廃止

4月 (仮称)河北保育所の開所

7 石巻市健康づくりパーク（河北地区）の供用開始及び整備計画の一部変更について（保健福祉部）

東日本大震災の津波被害により災害危険区域に指定した被災低平地の土地利用及び河川敷や未利用地の有効活用について、地域住民の健康増進とコミュニティの醸成を目的とした土地利用を目指すこととなったことから、パークゴルフができる健康づくりパークの整備を進めてきた。

渡波地区においては、条例により施設の位置づけを行い、用地取得に向けた協議を林野庁と進めながら整備内容を精査しているが、当初予定していた供用開始時期に遅れが生じている。

一方、水明地区においては公園愛護会方式による地元管理ができないことから、健康づくりパークの整備方針に沿わないものとなった。

河北地区の健康づくりパークが完成することから、令和5年4月1日供用開始として条例に位置づけ、併せて渡波地区の供用開始時期延長による施行期日の変更を行うもの。

また、水明地区については整備方針に沿わないものとなったことから、健康づくりパーク事業の整備計画を一部変更し、中止とするもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市健康づくりパーク条例の一部改正

① 河北地区の名称及び位置を追加する。

名 称	所 在 地	施設概要	備考
石巻市河北地区健康づくりパーク	石巻市中島字川前畑一番地先	12,000㎡ 18ホール	河川敷

② 渡波地区健康づくりパークの施行期日を「公布の日から起算して1年9月を超えない範囲」から「公布の日から起算して3年を超えない範囲」に改める。

#### イ 水明地区健康づくりパーク整備の中止

平成29年の地元説明会以降堤防工事等による国との事業調整のため、事業着手が令和3年度にずれ込むなどの状況の変化や、地元利用者団体等の高齢化もあって公園愛護会方式による維持管理が困難となったため。

#### (2) 今後の予定

令和5年 2月 令和5年市議会第1回定例会に石巻市健康づくりパーク条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和5年4月1日。渡波地区においては、公布の日から3年を超えない範囲において規則で定める。）

渡波地区用地取得（林野庁）

4月 河北地区供用開始

### 8 敬老事業の見直しについて（保健福祉部）

市主催の敬老会については、例年9月に市内7地区9会場で開催してきたが、令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、全地区で中止し、代替事業として対象者全員に記念品を送付している。

合併当時（平成17年度）26.5%となっていた敬老会の出席率は、震災以降、大幅に低下し、近年は8%前後で推移しているが、高齢化による対象者数の増加に伴い、案内状作成経費の委託料等は年々増加している。

また、敬老会をはじめ、高齢者福祉事業の主な財源となっている長寿社会対策基金が令和6年度に枯渇する見込みとなっている。

市民の敬老意識の向上と、高齢者が年間を通して社会参加を行えるよう周知徹底を図り、高齢者福祉を充実するため、敬老事業を見直すもの。

#### (1) 主な内容

市主催の敬老会を廃止し、高齢者の社会参加の場を広く周知する。

##### 【実施してきた敬老会の概要】

対象者：77歳以上高齢者

開催地区：市内7地区9会場

（石巻、河北、雄勝、河南、桃生、北上地区各1会場、牡鹿地区3会場）

開催内容：式典とアトラクションの2部構成

#### (2) 今後の予定

令和4年度中 老人クラブ連合会、民生委員等各地区の関係団体へ説明

### 9 石巻市子どもセンターの指定管理者の指定について（保健福祉部）

石巻市子どもセンターは、平成30年4月1日から指定管理者制度を導入し、管理運営を行ってきたが、令和5年3月31日をもって指定管理期間が満了となる。

民間事業者の創意工夫により、より専門的で柔軟かつ効果的な管理運営を図るため、引き続き指定管理者制度を導入し、令和5年4月1日からの指定管理者を指定するもの。

(1) 主な内容

ア 施設概要

名 称： 石巻市子どもセンター  
愛 称： らいつ  
所 在 地： 石巻市立町一丁目 6 番 1 号  
構 造： 木・鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建  
敷地面積： 5 5 6 . 7 1 m<sup>2</sup>  
延床面積： 4 9 6 . 6 3 m<sup>2</sup>  
施設機能： 事務室、ギャラリー、スポーツ室等

イ 指定管理候補者及び選定方法

- ① 選定候補者 特定非営利活動法人ベビースマイル石巻 代表理事 荒木 裕美  
(石巻市向陽町 2 丁目 4 番 7 号)
- ② 選定方法 公募型プロポーザル方式

ウ 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで (5 年間)

エ 開館時間及び休館日

開館時間 午前 9 時 3 0 分から午後 7 時まで  
休館日 国民の祝日に関する法律に規定する休日  
1 月 2 日及び 3 日並びに 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで  
毎月第 1 木曜日及び第 3 木曜日

(2) 今後の予定

令和 4 年 1 2 月 市議会第 4 回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為の補正予算案について提案

令和 5 年 2 月 指定管理に係る基本協定の締結  
4 月 指定管理に係る年度協定の締結  
指定管理者による管理運営開始

## 1 0 大橋地区市有地への保育施設の建設について（保健福祉部）

現在策定を進めている「第 2 期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画」では、耐用年数が経過した水押保育所及び水明保育所並びに住吉幼稚園の代替施設として民設民営の保育施設を計画している。

「石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画」に基づき効率的・効果的な保育施設の配置を推進する。

(1) 主な内容

本市所有の大橋地区へ保育施設を建設する。

建設予定場所：石巻市大橋一丁目 1 番 2 の一部  
敷地面積：約 4, 2 0 0 m<sup>2</sup>

(2) 今後の予定

令和4年度～ 地区計画の変更について県及び庁内関係部と協議及び開所に向けた準備

令和8年4月 開所予定

1.1 一般社団法人水産土木建設技術センターとの漁港等施設の災害復旧支援に関する協定の締結について（産業部）

一般社団法人水産土木建設技術センターは、台風や地震、津波等の災害で被災した漁港等の施設の迅速な復旧を図るため、全国の市町村と災害復旧支援に関する協定の締結を行っている。

先般、同センターより災害復旧支援に関する協定を締結したいとの申出があり、具体的な内容について協議を行ってきた。

災害復旧支援の円滑な実施により、被災した漁港等の施設の迅速な復旧を図るもの。

(1) 主な内容

ア 災害復旧支援の内容

- ① 災害の状況を確認するために行う現地調査業務
- ② 災害報告に必要な資料の作成業務
- ③ 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への対応業務
- ④ 前3項目に掲げる災害復旧支援に附帯する業務
- ⑤ その他本市が要請する災害復旧支援業務

イ 協定締結期間

協定を締結した日から廃止する日まで。

(2) 今後の予定

令和4年11月5日 協定締結式【世界津波の日、津波防災の日】

1.2 字の区域を変更することについて（産業部）

ほ場の効率化、高度利用化を図り生産性を向上させるため、宮城県が事業主体となり、平成22年から広瀬沼地区において土地改良事業（農地整備事業）が実施されている。

今般、ほ場が大区画に整備されたことに伴い、区画が変更され字界が不明瞭となる状況となっている。

土地改良事業により従来の区画が変更されたことから、字の区域を変更し、対象農地を編入するもの。

(1) 主な内容

事業区域内の石巻市前谷地字八工区北ほか41の字の区域を、施行した土地の形状に合わせ変更するもの。

計画面積 788.5ha（うち農地面積 田714.3ha、畑 2.8ha）

換地後の農地面積 686.1ha（内訳 田683.2ha、畑 2.9ha）

（1分区） 634.8ha（田632.3ha、畑 2.5ha）【今回の字界変更区域】

※（2分区） 51.3ha（田 50.9ha、畑 0.4ha）

2分区は国道108号石巻河南道路バイパス事業に関係する区域で道路用地取得が整う令和8年

度を目標に字界変更手続きを行なう。

※計画面積と換地後の農地面積との差は道路、水路等

(2) 今後の予定

令和4年12月 市議会第4回定例会に字の区域の変更について提案

令和5年 8月 換地計画確定

### 13 石巻市学びサポートセンターの設置について（教育委員会）

「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月文部科学省初等中等教育局長通知）により、市区町村教育委員会は、主体的に教育支援センターの整備充実を図り、通所希望者に対する支援だけでなく、通所を希望しない者への訪問型支援、児童生徒への支援内容のコンサルテーションなど、不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する施策の推進を図ることとされている。

通所による支援を行ってきたけやき教室と、学校や家庭へ訪問型支援を行ってきた子どものサポートハウスを統合し、新たに相談支援の役割を加えた教育支援センター「石巻市学びサポートセンター」を設置することにより、不登校児童生徒に対する支援体制の強化を図る。

(1) 主な内容

ア 施設名称 石巻市学びサポートセンター

イ 設置場所 石巻市向陽町三丁目13番7号（現 けやき教室）

ウ 事業内容

- ① 保護者や教職員等から学校生活に関する相談を受ける活動
- ② 集団生活に馴染めない児童生徒が通所し、学習支援等を行う活動
- ③ 学校生活や学習に困難を抱え別室登校等の状況にある児童生徒、保護者及び学校への訪問支援（以下「アウトリーチ」という。）を行う活動

エ 開所時間

- ① 相談活動は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後3時までとする。
- ② 児童生徒が通所し、学習支援等を受ける活動及びアウトリーチ活動は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後3時30分までとする。

オ 組織体制

所長1人、相談支援2人、学習支援2人、訪問支援5人 合計10人

（現在は、けやき教室：所長1人、学習支援2人

子どものサポートハウス：スーパーバイザー1人、コーディネーター1人、サポーター3人）

(2) 今後の予定

令和4年12月 市議会第4回定例会に石巻市学びサポートセンター条例（石巻市適応指導教室条例の全部改正）について提案

（施行予定年月日：令和5年4月1日）

同定例会に施設改修に関する補正予算案を提案

令和5年 3月 市ホームページ及び市報にて周知

4月 事業開始

#### 1 4 新学校給食センターの建設用地について（教育委員会）

教育委員会では、平成27年度に策定した「石巻市学校給食センター整備基本構想」に基づき、老朽化が進行する住吉、河北、河南学校給食センターを統廃合し、新たな学校給食センターの整備に向け、令和4年度中に「石巻市学校給食センター整備基本計画」を取りまとめることとしている。

基本計画の策定に当たっては、庁内に石巻市学校給食センター整備基本計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、様々な角度から横断的な検討を行い、これまでに建設候補地の比較及び評価を実施している。

検討委員会の評価結果を基に、建設候補地の中から河南地区にある前山産業用地（遊楽館向い）を建設地に選定することとし、基本計画の策定を進めるもの。

##### (1) 主な内容

###### 【建設候補地の評価】

策定検討委員会では、6つの建設候補地を対象に、次の4項目について評価を行った。

- ・法規制（接道状況、用途地域の指定状況）
- ・環境面（近隣に与える影響、災害の影響）
- ・施設立地条件（配送計画の効率性、用地取得費・取得の容易性、用地の形状、インフラの状況）
- ・その他（都市計画マスタープランとの整合性）

###### 【建設候補地と評価結果】（満点36点）

- ・候補地①小船越 27点（第4位）※（仮称）河北地区保育所隣
- ・候補地②須江 34点（第1位）※須江工業団地内
- ・候補地③県合庁跡地 18点（第6位）
- ・候補地④青果市場跡地 22点（第5位）
- ・候補地⑤北村 29点（第3位）※前山産業用地（遊楽館向い）
- ・候補地⑥開成 30点（第2位）※複合文化施設臨時駐車場

※候補地②は用地取得費が発生すること、候補地⑥は今後も駐車場利用が見込まれること等を総合的に判断し、候補地⑤を選定した。

##### (2) 今後の予定

令和4年11月	第4回検討委員会 教育委員会定例会に上程（公有財産の取得（所管換））
令和5年 1月	第5回検討委員会
2月	学校給食センター運営委員会に報告 教育委員会定例会に上程（基本計画の策定）
3月	基本計画の策定完了

#### 1 5 石巻市指定文化財旧観慶丸商店の指定管理者の指定について（教育委員会）

石巻市指定文化財旧観慶丸商店は、平成30年4月1日から指定管理者制度を導入し、管理運営を行ってきたが、令和5年3月31日をもって指定管理期間が満了となる。

効率的かつ効果的な運営を図るため、引き続き指定管理者制度を導入し、令和5年4月1日からの指定管理者を指定するもの。

(1) 主な内容

ア 施設概要

名 称：石巻市指定文化財旧観慶丸商店

所 在 地：石巻市中央三丁目6番9号

構 造：木造3階建て（居住部木造2階建て）

外壁 木造タイル張り（一部耐火煉瓦積み）

屋根 2階 瓦葺き

3階 陸屋根スペイン瓦葺き

敷地面積：405.55㎡

延床面積：788.43㎡

1階 285.82㎡（うち文化交流スペース（有料スペース）は114.37㎡）

2階 282.67㎡（立入制限区域59.21㎡含む）

3階 219.94㎡

竣 工：昭和5（1930）年

イ 指定管理候補者及び選定方法

① 選定候補者 一般社団法人ISHINOMAKI2.0 代表理事 松村 豪太  
（石巻市中央二丁目10番2号）

② 選定方法 公募型プロポーザル方式

ウ 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

エ 開館時間及び休館日

開館時間 午前9時から午後5時まで。ただし、文化交流スペースで催事を行う場合に限り、当該スペースは午後9時まで延長することができる。

休館日 火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

12月29日から翌年1月3日まで

(2) 今後の予定

令和4年10月 石巻市教育委員会第10回定例会へ一般事務報告

12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為の補正予算案について提案

令和5年 3月 指定管理に係る基本協定の締結

4月 指定管理に係る年度協定の締結

指定管理者による管理運営開始

【その他】

- ・令和4年度かほく産業まつりについて（河北総合支所長）
- ・市立学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について（教育長）

以上